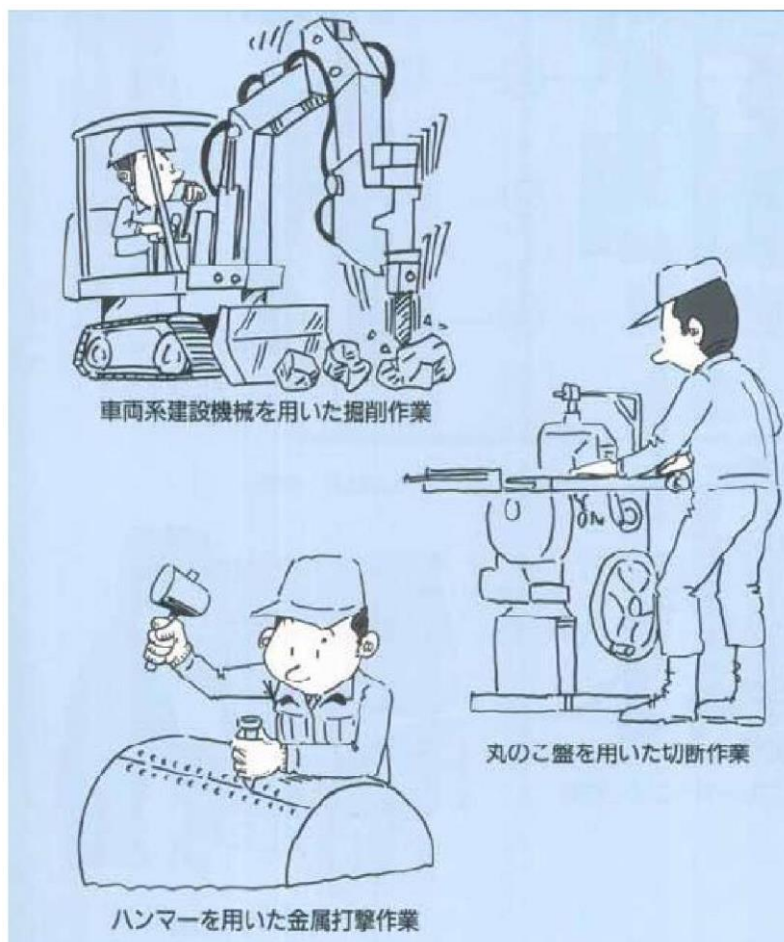


「騒音障害防止のためのガイドライン」 解説パンフレット

大きい音にさらされ続けると耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。

職場での騒音から耳をまもり、騒音性難聴を予防しましょう。



このパンフレットでは、厚生労働省が策定した「騒音障害防止のためのガイドライン」（改訂：令和5年4月20日付け基発0420第2号）に基づき、騒音障害防止対策についてわかりやすく解説します。

- ガイドラインの対象となる騒音作業 P2
- 労働衛生管理体制 P4
- 作業環境管理（作業環境測定） P5
- 作業環境管理（作業環境測定結果に基づく措置） P7
- 作業管理（聴覚保護具の使用） P9
- 作業管理（作業時間の管理） P10
- 健康管理（騒音健康診断） P11
- 労働衛生教育 P13
- 職場の騒音対策を確認しましょう！ P14



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

ガイドラインの対象となる騒音作業

騒音作業は、以下の別表第1及び別表第2に掲げる作業場で、騒音を発する機械、工具等を操作する業務に限らず、当該作業場において行われるその他の業務を含むものが該当します。

別表第1 労働安全衛生規則第588条に規定する8屋内作業場

※別表第1は労働安全衛生規則に基づき6月以内ごとに1回、定期的に等価騒音レベルを測定することが義務付けられている屋内作業場です。

- (1) 釘打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行なう屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行なう屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行なう屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研ま又は砂落しの業務を行なう屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行なう屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行なう屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行なう屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙を抄く業務を行なう屋内作業場

別表第2 別表第1以外の作業場で騒音レベルが高い（等価騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場）52作業場

※別表第2は、屋内・屋外を問わず対策が必要な作業場です。

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のご盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場



インパクトレンチによる作業



携帯用研削盤での作業



動力プレス作業

- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- (23) 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場



コンクリートブレーカーによる作業

※別表第2は、屋内・屋外を問わず対策が必要な作業場です。

別表第1及び別表第2に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望めます。

騒音は工場以外でも多く発生しています。次のような作業にも注意しましょう。

建設工事現場

- ・道路舗装アスファルトの切断（コンクリートカッタ）別表第2（48）
- ・手持ち動力工具の作業（コンクリートブレーカなど）別表第2（47）
- ・ボルト、ナットの締め付け（インパクトレンチなど）別表第2（1）



トンネル、砕石、石材加工の現場

- ・手持ち動力工具の作業（さく岩機など）別表第2（47）
- ・土石のふるい分け（振動式スクリーン）別表第2（44）
- ・石材の裁断（裁断機）別表第2（45）



林業・木工作業現場

- ・立木等の伐採（チェーンソー、刈払機など）別表第2（49）
- ・木材の削皮（ヘッドバーカーなど）別表第2（51）
- ・木材の切断（丸のこ盤、帯のこ盤など）別表第2（50）



空港の駐機場所

- ・航空機の給油、荷物の積み込み、指示誘導 別表第2（52）

騒音を根本的に低減させるには、騒音源となる機械設備等の低騒音化が求められます。

このため、機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計及び製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望まれています。

労働衛生管理体制

(1) 騒音障害防止対策の管理者の選任

新規

事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者（以下「管理者」という。）を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組み、組織的に管理していくことが求められます。

なお、騒音障害防止対策の管理者として選任できる者には、衛生管理者、安全衛生推進者のほか、ライン管理者、職長等が含まれます。

(2) 元方事業者の責務

建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行う必要があります。

元方事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる、聴覚保護具の使用が求められる関係請負人の労働者に対してその着用を促す、関係請負人に対する教育や健康診断に関する情報提供や受講・受診機会を提供するよう配慮すること等があります。

作業環境管理（作業環境測定）

(1) 屋内作業場における作業環境測定

別表第1及び別表第2の作業場が屋内作業場である場合には、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号及び第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定（「A測定」）を行い、騒音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、加えて作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（「B測定」）を6月以内ごとに1回定期に行う必要があります。

また、この測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分以上継続して行ってください。

そしてこの測定の結果を評価し、必要な措置を行うとともに記録しましょう。

なお、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定する必要があることにご留意ください。

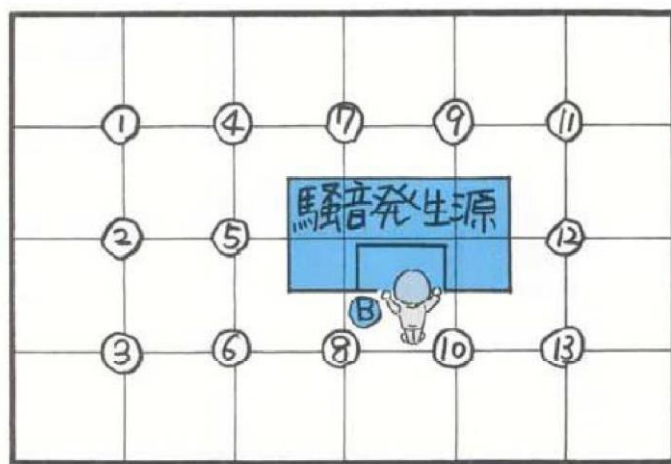
【等価騒音レベルとは】

作業場内の騒音は時間とともに激しく変化しているのが普通です。

騒音の大きさの瞬間値を測るのではなく、変動している騒音レベルを一定時間測定し、その平均値として表した値です。

A測定：作業場を縦、横6m以下の等間隔で引いた交点を測定点とし、床上1.2mから1.5mの間で測定します。

B測定：発生源に近接する場所において作業が行われる場合、その位置において行います。



○No 数字：A測定点 ○B：B測定点 人：作業者

【測定結果の評価】 屋内作業場における上記の作業環境測定を行った場合、事業者は単位作業場ごとに次の表により、作業環境測定結果の評価を行ってください。

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理 区分	第Ⅱ管理 区分	第Ⅲ管理 区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理 区分	第Ⅱ管理 区分	第Ⅲ管理 区分
	90dB以上	第Ⅲ管理 区分	第Ⅲ管理 区分	第Ⅲ管理 区分

備考

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80dB未満の測定値は含めないこと。
- A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB未満の欄を用いて評価を行うこと。

作業環境測定を行ったときは、測定結果、評価結果などを記録して3年間保存してください。

なお、第Ⅱ管理区分または第Ⅲ管理区分に区分された場所における測定結果、評価結果などの記録は5年間保存することが望ましいです。

◎別表第2に掲げる作業場で屋内作業場の場合

騒音源が移動する場合等においては、上記の測定に代えて、「**個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定**」（次ページ参照）に基づき、測定、措置及び記録を行うことが可能です。

また、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することが可能です。

(2) 坑内の作業場における作業環境測定

別表第2の作業場が坑内である場合には、「**定点測定による等価騒音レベルの測定**」に基づき、測定、措置及び記録を行う必要があります。

なお、騒音源が移動する場合等においては、上記測定に代えて、「**個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定**」に基づき、測定、措置及び記録を行うことが可能です。

測定は6月以内ごとに1回、定期に行う必要がありますが、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することが可能です。ただし、上記に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行う必要があることにご留意ください。

(3) 屋外作業場における作業環境測定

別表第2の作業場が屋外である場合には、「**定点測定による等価騒音レベルの測定**」又は「**個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定**」に基づき、測定、措置及び記録を行う必要があります。

なお、地面の上に騒音源があつて、周辺に建物や壁等がない場所については、上記測定に代えて、「**等価騒音レベルの推計**」に基づき、騒音レベルを推計し、その推計値を測定値とみなして、措置及び記録を行うことが可能です。

測定は6月以内ごとに1回、定期に行う必要がありますが、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することが可能です。ただし、上記に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行う必要があることにご留意ください。

【定点測定による等価騒音レベルの測定】

騒音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（前述の「B測定」参照）を、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分間以上継続して行う。

【個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定方法】

(1) 使用する機器

ア 測定に使用するばく露計は等価騒音レベルを測定できる必要があることから、JIS C1509-1又はIEC 61252に規定する精度を満たすものとする。

イ 場所によっては、防爆性能を有するばく露計を選定して使用する必要があること。

(2) 測定方法

ア 同種の業務を行うグループごとに1台以上のばく露計による測定を行うこと。

イ ばく露計のマイクロホン部分を測定対象者の頭部、首又は肩の近くに装着すること。

ウ 測定者は、測定対象者に、終日又は半日、ばく露計を装着させたままで騒音作業を行わせることにより、騒音作業に従事する時間の等価騒音レベルを測定すること。ただし、2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない。

エ 測定者は、測定を開始する前に、測定対象者にばく露計が正しく装着されていることを確認すること。測定対象者は、測定中にばく露計が落下したり、マイクロホン部分が作業着等で覆われたりすることがないように、注意すること。なお、測定をしている間、測定者の立会いは不要であること。

【等価騒音レベルの推計】

等価騒音レベルの推計は、対象となる騒音作業ごとに、次の式により行う。

音響パワーレベルは、機械等の騒音源が放射する音のエネルギーをレベル表示したものであり、機械等に騒音値として表示されているものを参考にする。

なお、周囲に建物や壁等がある場合、音の反響の影響から、当該推計値と比較して、騒音レベルが高くなる可能性が大きいことから、等価騒音レベルの把握方法として推計を用いることは適切でないことに留意すること。

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

L_p (dB) : 推計値

L_w (dB) : 音響パワーレベル

r (m) : 騒音源からの距離

作業環境管理（作業環境測定結果に基づく措置）

事業者は、測定結果に基づき、次の措置を講ずる必要があります。

なお、**手持動力工具※を使用する業務については**、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所である場合や定点測定、個人ばく露測定、等価騒音レベルの推計の結果において等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場合を除き、**当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させる必要がありますのでご留意ください。**

※「手持動力工具」とは可搬型の動力工具を指し、騒音性難聴の新規労災認定者が扱っていた手持動力工具としては、バイブレーター、ブレーカー、グラインダー、チェーンソー、インパクトレンチ、チップパー、電動ドリル、丸のこ等があります。

(1) 屋内作業場における作業環境測定結果に基づく措置

第Ⅰ管理区分

- 作業環境の継続的維持に努めること。

第Ⅱ管理区分

- 場所を標識により明示すること。
- 施設、設備、作業工程又は作業方法を点検し、その結果に基づいて改善等を行い、第Ⅰ管理区分となるよう努めること。
- 必要に応じ、聴覚保護具を使用すること。

第Ⅲ管理区分

- 場所を標識により明示し、聴覚保護具使用の掲示を行うこと。
- 施設、設備、作業工程又は作業方法を点検し、その結果に基づいて改善等を行い、第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるようにすること。
- 聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させること。

(2) 定点測定、個人ばく露測定、等価騒音レベルの推計の結果に基づく措置

85dB未満の場合

- 作業環境の継続的維持に努めること。

85dB以上90dB未満の場合

- 施設、設備、作業工程又は作業方法を点検し、その結果に基づいて改善等を行い、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。
- 必要に応じ、聴覚保護具を使用すること。

90dB以上の場合

- 聴覚保護具使用の掲示を行うこと。
- 施設、設備、作業工程又は作業方法を点検し、その結果に基づいて改善等を行い、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について改めて、

- ・定点測定の場合は、当該措置を講ずる直前に行った定点測定と同様の方法で定点測定を行うこと。
- ・個人ばく露測定の場合は、当該措置を講ずる直前に行った個人ばく露測定と同様の方法で個人ばく露測定を行うこと。
- ・等価騒音レベルの推計の場合は、当該場所について推計又は定点測定若しくは個人ばく露測定を行うこと。

- 聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させること。

【代表的な騒音対策の方法】

施設、設備、作業工程等における騒音発生源対策及び伝ば経路対策並びに騒音作業に従事する労働者に対する受音者対策の代表的な方法は下表のとおりです。

なお、これらの対策を講ずるに当たっては、改善事例を参考にするとともに、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用することが望まれます。

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
	発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換等
	遮音	防音カバー、ラギング等の取り付け
	消音	消音器、吸音ダクト等の取り付け
	防振	防振ゴムの取り付け
	制振	制振材の装着
	運転方法の改善	自動化、配置の変更等
2 伝ば経路対策	距離減衰	配置の変更等
	遮蔽効果	遮蔽物、防音塀等の設置
	吸音	建屋内部の消音処理
	指向性	音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音	防音監視室の設置
	作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作化等
	耳の保護	耳栓、耳覆いの使用

【標識による明示の方法】

第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された作業場について、「標識によって、（中略）明示する等」とは、第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分に区分された場所とそれ以外の場所を、区画物に標識を付し、又は床上に白線、黄線等を引くことにより区画することをいいます。

なお、屋内作業場の入り口等に、騒音レベルの高い屋内作業場である旨を掲示すること等の措置を講ずることでも差し支えありません。

また、第Ⅱ管理区分及び第Ⅲ管理区分に区分された場所が混在する場合には、これらの場所を区別することなく、ひとつの場所として明示しても差し支えありません。

【参考：測定にかかる解説など】

- 等価騒音レベルの測定については、特に測定の実施者を定めていませんが、測定結果が対策の基礎となることから、適正に行う必要があります。このため、当該測定は、作業環境測定士や衛生管理者等、事業場における労働衛生管理の実務に直接携わる者に実施させるか、又は作業環境測定機関に委託して実施することが望まれます。
- 「騒音源が移動する場合等」とは、例えば、手持動力工具を使用する場合等が想定されます。手持動力工具を使用する業務を行う作業場については、「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことが望まれます。

【参考：等価騒音レベルの測定について】

等価騒音レベルは、積分型騒音計を用いれば直接求めることができますが、普通騒音計を用いて、実測時間全体にわたって一定時間間隔 Δt ごとに騒音レベルを測定し、その結果から次の式により求めることもできます。

$$L_{Aeq}T = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{n} (10^{\frac{L_{A1}}{10}} + 10^{\frac{L_{A2}}{10}} + \cdots + 10^{\frac{L_{An}}{10}}) \right]$$

$L_{A1}, L_{A2}, L_{A3}, \cdots, L_{An}$: 騒音レベルの測定値
 n : 測定値の総数

作業管理（聴覚保護具の使用）

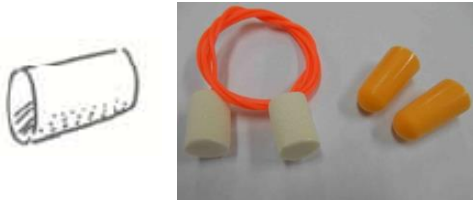
事業者は、聴覚保護具については、日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定する必要があります。

なお、危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮しましょう。

また、事業者は、管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認することにもご留意ください。

【代表的な聴覚保護具（防音保護具）】

発泡タイプ（ウレタンフォーム）



ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。

＜特長＞

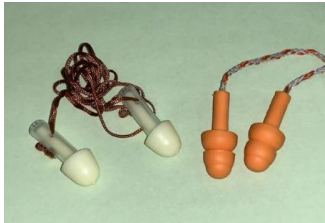
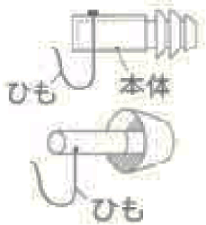
安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。

＜注意点＞

汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。

最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわができないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。

形成タイプ（形が決まっている耳栓）



ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。

＜特長＞

洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。

＜注意点＞

遮音性能は中程度です。

イヤーマフ（耳覆い）



イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので軟らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。

＜特長＞

脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときなどに有効です。

耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。

＜注意点＞

ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。

【聴覚保護具（防音保護具）選定・使用時の留意点】

- 聴覚保護具は、騒音発生源対策、伝ば経路対策等による騒音レベルの低減化を十分に行うことができない場合に、二次的に使用するものであること。
- 聴覚保護具には耳栓と耳覆い（イヤーマフ）があり、耳栓と耳覆いのどちらが適切であるかは、作業の性質や騒音の特性で決まるが、非常に強烈な騒音に対しては耳栓と耳覆いの併用が有効であること。
- 耳栓を使用する場合、人によって耳の穴の形や大きさが異なるので、その人に適したものをを使用すること。
- 聴覚保護具は、装着の緩みや隙間があると十分な効果が得られないので、正しく使用すること。また、作業中、緩んだ場合には、その都度装着し直すこと。
- 騒音作業を有する作業場では、会話によるコミュニケーションが阻害される場合が多いが、聴覚保護具の使用はさらにこれを増大させる可能性があるため、適切な意思伝達手段を考える必要があること。また、非常の際の警報には音響ではなく、赤色回転灯などを用い二次災害の防止に配慮すること。

作業管理（作業時間の管理）

事業者は、作業環境を改善するための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分とならない場合又は等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、次の表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討する必要があります。

表 等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準								
等価騒音レベル（dB）	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル（dB）	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

【作業時間の管理にかかる留意点】

本ガイドラインの表「等価騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」は、日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」に基づくものであり、この基準以下であれば、1日8時間以内のばく露が常習的に10年以上続いた場合にも、騒音性永久閾値移動^{しきいち}を1,000ヘルツ以下の周波数で10dB以下、2,000ヘルツで15dB以下、3,000ヘルツ以上の周波数で20dB以下にとどめることが期待できるとされています。

このため、85dB以上の騒音へのばく露時間は、同表に示された時間数よりも可能な限り短くすることが求められます。

なお、「1日のばく露時間」の算出は以下によって行ってください。

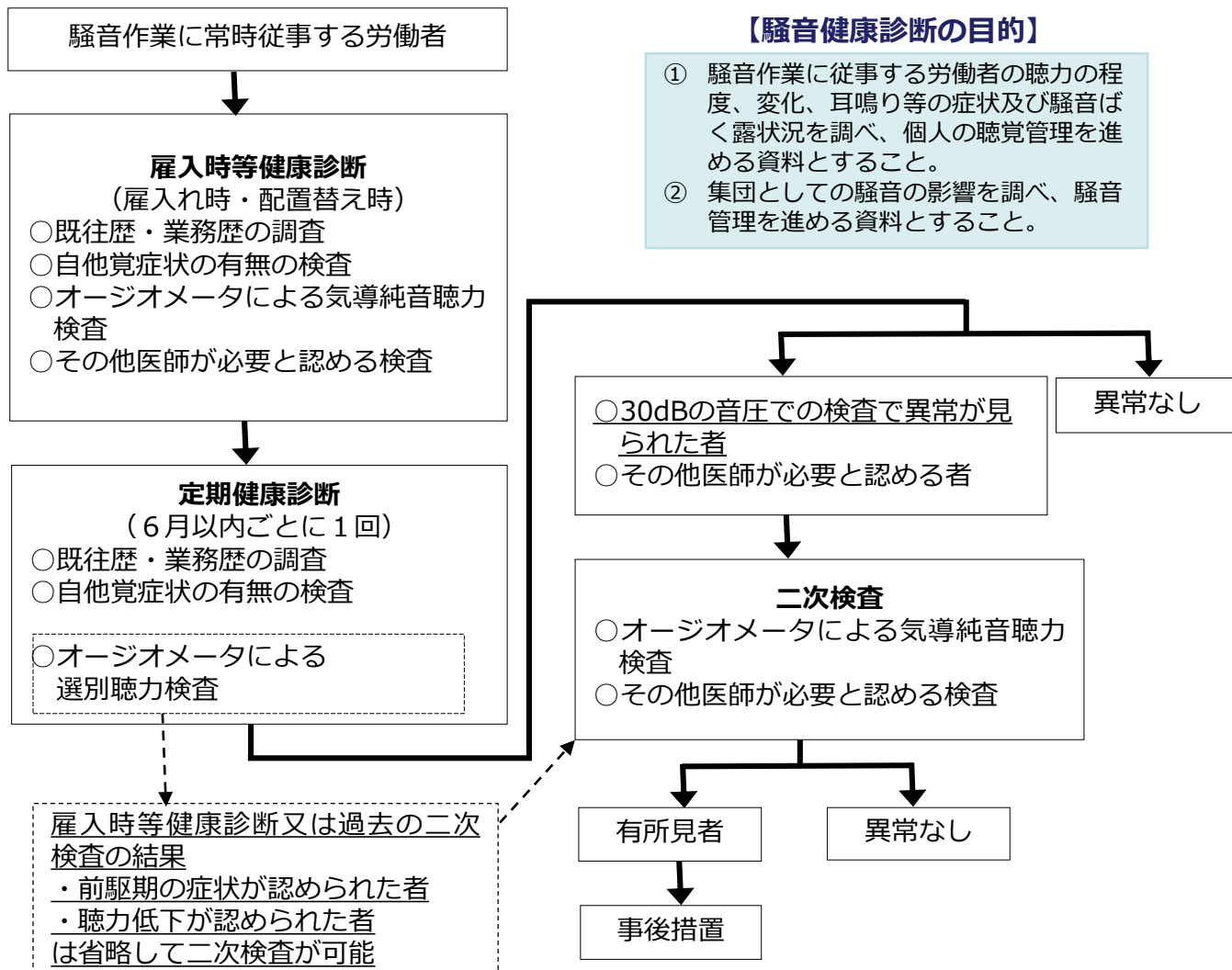
- ① 1日のばく露が連続的に行われる場合には、同表の「等価騒音レベル」に対応する「1日のばく露時間」を用いること。
- ② 1日のばく露が断続的に行われる場合には、騒音の実効休止時間を除いた1日のばく露時間の合計を、連続ばく露の場合と等価なばく露時間とみなして、同表の「等価騒音レベル」に対応する「1日のばく露時間」を用いること。なお、実効休止時間とは騒音レベルが80dB未満にとどまっている時間をいう。

健康管理（騒音健康診断）

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、所定の項目について、医師による健康診断を行う必要があります。さらに、6月以内ごとに1回、定期に、所定の項目について、医師による健康診断を行ってください。

ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所において業務に従事する労働者については、省略することが可能です。

【健康管理の体系】



【騒音健康診断の目的】

- ① 騒音作業に従事する労働者の聴力の程度、変化、耳鳴り等の症状及び騒音ばく露状況を調べ、個人の聴覚管理を進める資料とすること。
- ② 集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすること。

【雇入時等健康診断（騒音）項目】

- ①既往歴の調査 ②業務歴の調査 ③自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④オーディオメータによる250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査 ⑤その他医師が必要と認める検査

【定期健康診断（騒音）項目】

- ①既往歴の調査 ②業務歴の調査 ③自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④オーディオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査（1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては25dB及び30dBの音圧での検査）

上記の定期健康診断の結果、30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による二次検査を行うこと。なお、雇入時等健康診断又は過去の二次検査の結果、前駆期の症状が認められる者及び聴力低下が認められる者については、上記④の選別聴力検査を省略して、二次検査を行うこととして差し支えない。

- ①オーディオメータによる250ヘルツ、500ヘルツ、1,000ヘルツ、2,000ヘルツ、4,000ヘルツ、6,000ヘルツ及び8,000ヘルツにおける聴力の検査 ②その他医師が必要と認める検査

労働衛生教育

(1) 管理者に対する労働衛生教育

事業者は、管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、次の科目について労働衛生教育を行う必要があります。

科 目	範 囲	時 間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類及び性能 (2) 聴覚保護具の使用方法及び管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令及び本ガイドライン	30分

- 管理者への教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識並びに騒音対策の実務についての知識及び経験を有する者が行ってください。

(2) 騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行う必要があります。

ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、当該教育を省略することができます。

科 目	範 囲	時間（目安）
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 聴覚保護具の使用	(1) 聴覚保護具の種類及び性能 (2) 聴覚保護具の使用方法及び管理方法	40分

- 従事労働者への教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、ライン管理者、職長等、騒音についての知識を有する者が行ってください。
- 時間は表（注：管理者に対する労働衛生教育）の該当科目の時間を目安とするが、短縮しても差し支えありません。

【参考：騒音レベルと等価騒音レベルについて】

○ 騒音レベル

騒音レベルは、特定の時間 t における、A 特性音圧の実効値の 2 乗を基準の音圧の 2 乗で除した値の常用対数の 10 倍で、次の式による（JIS Z8731:2019）。デシベル（dB）で表す。

$$L_A(t) = 10 \log_{10} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2}$$

$P_A(t)$: A 特性音圧の実効値 (Pa)

P_0 : 基準の音圧 (20μPa)

○ 等価騒音レベル

等価騒音レベルは、ある時間 T ($t_1 \sim t_2$) について、変動する騒音の騒音レベルをエネルギー的な平均値として表した量で、次の式による（JIS Z8731:2019）。デシベル（dB）で表す。

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{t_2 - t_1} \int_{t_1}^{t_2} \frac{P_A^2(t)}{P_0^2} dt \right]$$

$P_A(t)$: A 特性音圧の実効値 (Pa)

P_0 : 基準の音圧 (20μPa)

そのほか、事業者は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第1又は別表第2に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付する必要がありますのでご注意ください。

職場の騒音対策を確認しましょう！

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	☐ 騒音障害防止対策の管理者の選任
	☐ 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	☐ 騒音レベルの測定※
	☐ 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	☐ 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	☐ 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	☐ 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	☐ 定期健康診断（騒音）の実施※
	☐ 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	☐ 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
	☐ 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	☐ 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	☐ 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら

ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

